令和８年９月１０日開催

議　　事　　録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録
令和８年９月１０日（木）午後２時　田辺市庁舎　１階　多目的ホール１
農業委員数１９名
出席者１８名

１番	畑　和伸	２番	田中　輝勇	３番	鈴木　一弘	４番	山本　弘晴
５番	福嶋　隆	６番	行森　照明	８番	谷口　浩司	９番	坂本　隆英
１０番	瀧川　裕司	１１番	岡　潔	１２番	中畑　良治	１３番	玉置　伸
１４番	山本　敏夫	１５番	高田　幸安	１６番	松本　篤人	１７番	長嶝　博司
１８番	石谷　強	１９番	峯園　五郎				

欠席者　７番　谷本　喜久
事務局　局長　山本　良明　農地係長　松平　忠敏　主事　日下　智哉
会議録署名委員　１２番　中畑　良治　１３番　玉置　伸

議　　長　　皆さんこんにちは、９月に入りまして気温もだいぶ落ち着いてきまして、過ごしやすくはなってきたかと思うんですけども、天候の方がですね、ずっと干ばつが続いて、灌水とかに追われているかと思えば、ここへきて雨ばっかりで、なかなか思うように農作業も進んでいかないということで、段取りも大分狂ってきているのではないかと思います。加えて、カメムシとかヨコバイ、ハスイも大分増えてきてますので、大変かなとは思っておるんですけども、体調に十分注意しながら日々の農作業に取り組んでいただけたらというふうに思います。そして、１つ気になっているのが、消費税の話でありまして、来年４月から食料品の消費税が１％になるということであります。当然、我々の売り上げが今まで８％だったのが、１％になるということで、下がってくる訳ですけども、仕入れの消費税は１０％のままということであります。大半の人が免税事業者又は簡易課税の事業者であると思うんですけど、本則課税の人であれば、売り上げ消費税と仕入れ消費税の差額は還付されますけども、簡易課税、免税事業者の方はその還付が受けられないというふうなことになってまいりますので、今後どのような対策が採られていくのか、どういうふうに移行していったらいいのかということが、個人的にも非常に気になっているところでございます。９月の中旬に政府の税制大綱というのが閣議決定されるようでありますので、そこらの動きも注視していきたいなと思っているとところでございます。それでは、まず最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定の申し出について、事務局から説明をお願いします。

農振課　稲垣　　それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。１番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、１，９６０㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和８年７月２９日です。２番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、５，８３４㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和８年８月２０日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。１番、〇〇〇字

○○○○、畑、６０４㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、使用貸借のみかん、期間は令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日の新規です。２番、○○○字○○○○、畑、５８９㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、期間は令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日の新規です。３番、○○○字○○○○、田、５０３㎡、他１筆、合計３，２４０㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、使用貸借の野菜、梅、期間は令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日の新規です。４番、○○○字○○○○、畑、９０１㎡、他１筆、合計２，６１２㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、使用貸借のみかん、期間は令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日の新規です。５番、○○○字○○○○、畑、３，７５８㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、賃貸借の梅、年間２０，０００円、口座払い、期間は令和８年１１月１日から令和２３年１０月３１日の新規です。６番、○○○字○○○○、畑、６７７㎡、貸し手は○○○、○○○○、公社を通じて借り手は○○○、○○○○、賃貸借の梅、年間２０，０００円、口座払い、期間は令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日の新規です。以上、計６件について計画書を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

（なしの声）

議　　長　　はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。１番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。受け手の方は地元で頑張っている方なので、特に問題ありません。

議　　長　　はい、２番、３番。

○○番　委員　　○○番○○です。この会社は、○○○○の○○○○というところにある○○○○という会社なんですけども、私も○○○○には住んでいませんけども○○○○の人間として、初めて聞いた会社なんで、ちょっと心配で調べさせてもらいました。そしたら、今年の６月に起業した会社で、まだ実績も上がっていないということで、そこも心配だったんで、その会社の取り巻きの人にお伺いに行ってきました。そして、最終的にここの社長さんとお会いしまして、いろいろとお話を聞いたんですけども、○○○○さんの社長さんでして、手広く山を買って、木を自分のとこの職人で伐採して、市場へ出しているという商売をされている会社が、新しく農園部というような格好でこの会社を設立したという感じです。いろいろと社長さんと話をしまして、２番、３番の田あり、梅畑ありなんですけども、田は無農薬野菜を作ってみたいと、梅もまた販売していきたいと、現に自分の会社の前に○○○○が通っているんですけども、そのすぐ前にあった廃業した○○○○さんの敷地をごっそり買って、駐車場も何台も停められる駐車場が

ありまして、その建物をその品を販売する内装を工事しているところでございました。社長さんの意気込みとか、いろいろなことを聞いたうえで、現にこの梅畑は２年放置して荒れ気味なところも借り受けてくれて、今後管理してくれるということなんで、全然問題ないと思います。長くなりまして申し訳ございません。

議　　長　　詳しい説明ありがとうございました。それでは４番。

○○番　委員　　○○番○○です。借受人は推進委員であり、農業経営もしっかりされておりますので、異議ございません。

議　　長　　はい、５番。

○○番　委員　　○○番○○です。貸し手の方は住所が○○○○になっていますが○○○○の方で、○○○○の方どうしの貸し借りです。問題ないと思います。

議　　長　　はい、６番。

○○番　委員　　○○番○○です。６番について、問題ありません。

議　　長　　はい、利用権の設定６件について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　　全員　　異議なし。

議　　長　　はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、ありがとうございました。

（農振課　稲垣退席）

議　　長　　はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、７番の谷本喜久委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、１２番中畑良治委員さん、１３番玉置伸委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第１号農地法第３条申請について、議案第２号農地法第４条申請について、議案第３号農地法第５条申請について、議案第４号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第５号農地の形状変更願について、議案第６号農地等売渡あっせん申出について、を上程させていただきます。それでは議案第１号農地法第３条申請について、事務局の説明をお願いします。

日下　　主事　　１ページをお願いします。議案第１号農地法第３条申請を説明させていただきます。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は１，０１６㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。２番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は１，８４１㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。３番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は５８０㎡、他４筆、合計７，９９６㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。４番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２，５３１㎡、他１筆、合計５，３６９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。５番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１，６５９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。６番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積３１６㎡、他

１筆、合計８４１㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。７番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は６５２㎡、他１筆、合計１，２３９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。８番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は３８８㎡、他７筆、合計３，４８９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。９番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は８０６㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。１０番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は２５５㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。１１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は４２㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。１２番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は３６５㎡、他４筆、合計２，３００㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。１３番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は３５㎡、他２筆、合計６９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。１４番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２３㎡、他１筆、合計１４５㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。１５番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は１２㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、売買です。以上１５件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第３条第２項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

松平　　係長　　先月の１０番の農地の贈与について、保留になった１件について報告させていただきます。委員会の後、事務局の方で現地を確認いたしました。その後、譲受人の○○○○さんに話をさせていただきまして、営農計画書と営農に関する誓約書を提出していただきました。その内容を事務局の方で確認させていただきまして、許可できない要件には該当しないであろうということで、再度、議案として上げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、補足説明をいただきました。これらを踏まえて逐条審議をお願いします。１番からお願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。１番については、贈与ということですけど別に血縁関係はなく、譲受人の○○○○さんは、本人と奥さんと息子さんと母親とで、梅、田んぼ、イチゴを一生懸命作っている農家であるので、問題ありません。

議　　長　　はい、２番。

○○番　委員　　○○番○○です。精査した結果、問題ないということでございます。

議　　長　　はい、３番。

○○番　委員　　○○番○○です。○○○○さんは○○○○では有名な農園ということで、問題ないと思います。

議　　長　　はい、４番から６番。

○○番　委員　　○○番○○です。４番、５番につきましては、譲渡人、度々、前からお名前が上がっていると思うんですけども、お父さんが亡くなられて、この○○○○さん本人は○○○○で勤めをされているということで、家屋敷から畑等々、処分しているような段階でございました。その中で、４番の譲受人の○○○○君は推進委員でもあり、何ら問題ないと思われます。５番の○○○○君も○○○○の○○○○をしたりして頑張っている青年の若手ホープでございます。問題ないと思います。６番の○○○○さんについては、この方も勤めをずっとされておりまして、畑になっておりますけども、ほとんど放任状態である中で、譲受人の○○○○さんの家のすぐ裏手になるということで、今回話がまとまって売買ということになっております。何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議　　長　　はい、７番。

○○番　委員　　○○番○○です。特に異議ありません。

議　　長　　はい、８番、９番。

○○番　委員　　○○番○○です。８番の譲受人の○○○○さんという方は、○○○○に住まいを借りて、住まっております。一生懸命やっていると伺っております。異議ございません。９番についても異議ございません。

議　　長　　はい、１０番、１１番。

○○番　委員　　○○番○○です。前回保留になった案件ですけども、事務局の○○○○さんが指導していただき、営農計画書プラス誓約書を付けていただいておるので異議ありません。１１番は○○○○さんの裏にある畑で、作ろうと思えば明日からでも作れるような状態です。○○○○さんは僕の記憶では住所が○○○○になっておりますけど、○○○○出身の方だ思います。営農計画書もあり異議ありません。

議　　長　　はい、続きまして１２番。

○○番　委員　　○○番○○です。譲渡人は元々○○○○に住んでいた方が、都合で田辺の方に出ております。○○○○さんという方は、市外から転入してきた方で、○○○○さんの家、宅地も含めて農地も買うということで、営農計画書もありますし、異議ありません。

議　　長　　はい、１３番。

○○番　委員　　○○番○○です。面積がちょっとしかないですが、これは田んぼのあぜ道のようです。それを贈与するということで、特に異議ございません。

議　　長　　はい、１４番。

○○番　委員　　○○番○○です。現場確認し、譲受人の○○○○さんとお話しすることができました。問題ないと思います。

議　　長　　はい、１５番。

○○番　委員　　○○番○○です。異議ありません。

議　　長　　はい、議案第１号農地法第３条申請、１５件全て異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　　全員　　異議なし。

議　　長　　はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第２号農地法第４条申請について事務局の説明をお願いします。

松平　　係長　　６ページをお願いします。議案第２号農地法第４条申請です。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１，００４㎡、申請人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は駐車場・資材置場１，００４㎡、着工日、工事期間は許可日より１２ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第３種農地です。この件については、建物の建築を伴わない資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から３年間、６ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上１件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第４条第６項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。１番からお願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。私から４条、５条の説明をさせていただきます。９月８日に、雨の中でしたが、○○○○委員さん、局長、係長と共に、現地調査に行ってまいりました。旧市内だけでしたので２時間ほどで終了いたしました。それでは４条について説明させていただきます。１番、申請場所は、○○○○より西へ約５０ｍ、狭い道路の奥の方の、数年耕作されていないような畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と公衆用道路、西側が畑、同意あり。南側が宅地、北側が畑、同意ありとなっております。東側の宅地の方は、擁壁があって一段上がった状態です。○○○○水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者が高齢により営農の継続が困難となる中、所有者の親族が代表を務める事業所において、資材置場及び駐車場の確保が必要となり、協議が整ったことから、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、資材置場及び駐車場用地として転用するとのことです。転用内容は、資材置場及び駐車場、切土はありません。盛土は２０ｃｍから４０ｃｍです。排水等については、雨水は自然浸透と、新設Ｕ字溝（西側）及び会所桝（東側）を経由し既設水路へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議　　長　　はい、以上１件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　　全員　　異議なし。

議　　長　　はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第３号農地法第５条申請について事務局の説明をお願いします。

松平　　係長　　７ページをお願いします。議案第３号農地法第５条申請です。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は４４９㎡、譲渡人は○○○、○○○○（持分２分の１）、○○○、○○○○（持分２分の１）、譲受人は○○○、○○○○、○○○、○○○○、使用目的及び規模は住宅１棟５７．９６㎡、進入路・駐車場・庭園等３９１．０４㎡、合計４４９㎡、着工日、工事期間は許可日より６ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内(第一種中高層住居専用地域)にありますので、第３種農地です。２番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は９３９㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は資材置場９３９㎡、着工日、工事期間は許可日より１２ヶ月以内､農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第３種農地です。この２番については、建物の建築を伴わない資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から３年間、６ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上２件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第５条第２項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。１番からお願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。５条の１番を説明をさせていただきます。申請場所は、○○○○より北東へ約１００ｍ、現況は休耕畑となっていますが、耕作の形跡等はありません。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と公衆用道路、西側、南側が公衆用道路、北側が宅地となっておりますが、草が生えた状態で、建物は建っておりません。○○○○町内会長の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者は高齢等の事情により土地の管理が困難となっていたところ、譲受人との協議が整ったため、当該土地の有効利用及び適正な管理を図るため、住宅用地として転用するとのことです。転用内容は、住宅（１棟)、駐車場等、切土、盛土はありません。排水等については、合併処理後、雨水とともに既設水路へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。２番、申請場所は、○○○○より北へ約３００ｍ、現況は休耕畑ですが、野菜等耕作している様子はあります。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路、西側が畑、同意あり。南側が雑種地、北側がボックスカルバートがある用悪水路となっております。○○○○水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地の今後の維持管理に不安を感じ、農地の整理を検討していたところ、譲受人との協議が整ったため、当該土地の有効利用及び適正な管理を図るため、資材置場用地として転用するという

ことです。転用内容は、資材置場、切土はありません。盛土は８６ｃｍから８９ｃｍ、一段落ち込んだところですので、かなりの土を入れないと道と同じ高さにはならないような感じです。排水等については、雨水は自然浸透及び東側側溝へ放流とするとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番、２番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。１番につきましては、周りに栽培している農地がございません。異議ございません。２番の○○○○です。前の委員会の時に近くの農地、三角のところが転用申請が許可された傍なんですが、梅畑にかかっているんですが、資材置場ということなんで、同意もありますし、異議ございません。

議　　長　　はい、以上２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　　全員　　異議なし。

議　　長　　はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第４号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平　　係長　　８ページをお願いします。議案第４号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願についてです。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は９８０㎡、申請人は○○○、○○○○です。２番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は３７５㎡、申請人は○○○、○○○○です。以上２件、ご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。１番からお願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。１番、申請場所は、○○○○より北西へ約１５０ｍ、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑と宅地、西側も畑と宅地、南側が原野と宅地、北側が宅地となっております。非農地となった経緯・理由は、申請地は、相続により取得したものであるが、昭和５５年頃から約４６年間耕作されておらず、現況は雑種地となっている。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。２番、申請場所は、○○○○より西へ約１ｋｍ、現況は宅地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、北側が宅地、南側が市道となっております。非農地となった経緯・理由は、申請地は、相続により取得したものであるが、昭和４９年頃から約５２年間耕作されておらず、現況は宅地となっている。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番からお願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。現地調査委員さんの報告のとおり問題ないと思います。

議　　長　　はい、２番。

○○番　委員　　○○番○○です。今、説明いただいたとおりであります。地目は農地ですが現状は家が建っておるということで、現地調査資料の写真もご覧いただいたとおりかと思います。特に異議ございません。

議　　長　　はい、以上２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　全員　　異議なし。

議　　長　　それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第５号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平　係長　　９ページをお願いします。議案第５号農地の形状変更願です。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は３，３０９㎡の内５７３㎡、申請人は○○○、○○○○、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より６ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上１件、ご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。１番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。１番について、申請場所は、○○○○より西へ約１ｋｍ、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、北側が畑、すべて同意あり。南側が市道と畑、この畑は申請地と同一地です。○○○○区長の同意があります。形状変更理由は、湿畑となっているため、盛土して梅畑にしたいとのことです。内容については盛土１ｍ、排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。周辺への影響は特にないと思われます。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。○○番○○さんの代わりに代読します。問題ないとのことです。

議　　長　　はい、以上１件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員　全員　　異議なし。

議　　長　　それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第６号農地等売渡あっせん申出について、事務局から説明をお願いします。

松平　係長　　１０ページをお願いします。１番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１，２９９㎡、作物は梅、１０アール当たりの収穫量は１，５００㎏、希望価格は１３０万円、所有者は○○○、○○○○です。以上１件、ご審議の程よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。１番お願いします。

○○番　委員　　○○番○○です。１番について、○○○○の方、○○○○さんからこの内容であっせんしていただきたいとの申し出がありました。農地のある場所については、いい場所です。問題ないと思います。以上です。

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは議案第６号農地等売渡あっせん申出１件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員　全員　　異議なし。

議　　長		ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議　　長		それでは１番は○○○○の案件ですので、○○委員さん、○○委員さん、○○委員さんの３名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。それではその他の案件でございます。８月の県の農業会議に提出致しました５条申請７件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
山本	局長	（視察研修について説明）
松平	係長	（農地パトロールについて説明） （農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について説明） （前月の農地使用貸借契約の合意解約についての質問について説明） （熊本地震義援金について説明）
日下	主事	（農業委員及び農地利用最適化推進委員の広報掲載に関する説明）
議　　長		はい、今事務局から何点かの報告がありましたけども、ご質問等ございませんでしょうか。その他、全体的なことでも結構です。ご意見等ございませんか。なければ本日はこれで閉会させていただきたいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後３時終了